

生徒用参考資料

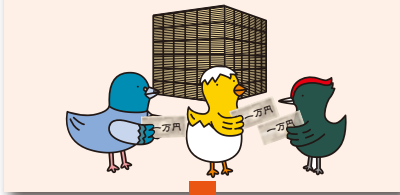
【資料1】 保険ってどういうものなの？

みんなでお金を出し合い、誰かが事故にあった時に、そのお金で補償する仕組みである。また、自分が保険を利用しなかったとしても、支払った保険料は他の誰かへの保険金支払いにあてられるなど、役に立つ。保険はリスクをみんなで分かち合う仕組みともいえる。

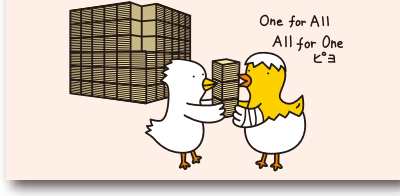
保険の役割

保険は、契約者一人ひとりが少しずつお金を出し合い、事故にあった時などの損害を補償する。損害保険を例にすると、10,000人の集団で、10人にそれぞれ1,000万円の損害が発生したとする。この場合、総額1億円の損害が発生したことになるが、1人あたり1万円を支払えば、その損害を補償することができる。いつ、どこで、誰が事故にあって損害を被るかは分からないが、一人ひとりの負担が1万円で、1,000万円の補償を受けることができるので、少ない負担で大きな安心を得ることができるといえる。

みんなを出し合うから、一人ひとりが支払う金額は少ない。



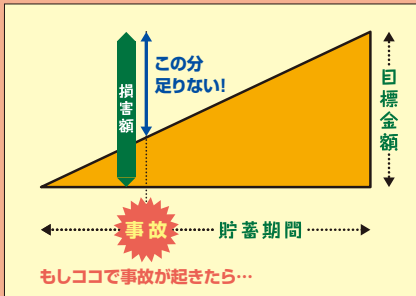
みんなを出し合うから、十分なお金を準備できる。



【資料2】 貯蓄と保険のちがい

貯蓄

- メリット：「貯蓄」では、お金の出し入れもためるペースも本人の自由。
- デメリット：「貯蓄」では、万一の事故や災害が起きた時に、十分なお金がたまっていると限らない。(下図参照)



保険

- メリット：「保険」では、少額の保険料を支払うことで、保険期間を通じて十分な補償を受けられる。(下図参照)
- デメリット：「保険」では、貯蓄に比べお金の出し入れなどの自由は制限される。



【資料3】 年間保険料支出額

1 世帯あたりの年間保険料支出額（二人以上、勤労者世帯、世帯主の年齢別）

（単位：円）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
自動車保険料（自賠責）	5,519	8,008	10,527	11,234	12,015	5,635
自動車保険料（任意）	43,138	40,391	38,839	49,082	44,438	37,506
火災・地震保険料	21,655	6,104	8,377	9,535	13,249	15,069

（総務省統計局「平成26年 家計調査」より）

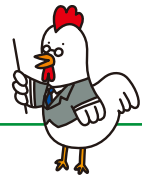
家族構成、家族の年齢、家族人員の変化などにより、必要な保険の種類や保険金額は変わっていく。上表以外に生命保険料などの支出もあるため、限られた収入の中で自分や家族にとって本当に必要な保険を選ぶことが必要になる。

【資料4】 保険を大きく分類すると…

■ 強制保険と任意保険

強制保険：加入することを法律で義務付けられている保険。

任意保険：加入するかどうかを自分で決めることができる保険。



【資料5】 強制保険

■ 社会保険【強制保険】

国が国民から保険料を集めて該当する国民に再配分する仕組み。日本国憲法 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に基づく社会保障制度のひとつ。加入が義務付けられている強制保険である。

健康保険 病気やけがで医療費がかかった場合、基礎的な医療費の一部を受けることができる。

年金保険 年をとった時の老齢年金、傷病が残った時の障害年金、生計の担い手が死亡した時の遺族年金がある。これらの年金を受けるための保険料は 20 歳以上 60 歳未満の日本に居住するすべての人が支払う。

介護保険 介護が必要になった時に、一部の負担で介護サービスを受けることができる。保険料納入は 40 歳以上から義務となる。

雇用保険 仕事がなくなった場合に、生活費の一部が給付される。

労災保険 仕事中にけがをした場合に、治療費や生活費などが給付される。

■ 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）【強制保険】

交通事故の被害者を救済するための法律（自動車損害賠償保障法）に基づき、すべての自動車に加入することが義務付けられている保険。原動機付き自転車（ミニバイク）も対象になっている。民間の保険会社が扱っているが、強制保険である。

この保険は、被害者保護が目的なので、相手を死亡させたり、けがをさせたりした「人身事故」の場合に、被害者に対して保険金が支払われる。

なお、自動車の修理代、物の損害、自分自身のけがなどには、民間の保険会社の自動車保険が対応している。

【資料6】 任意保険

■ 民間保険【任意保険】

民間の保険会社が、加入者から保険料を集めて、事故等にあった加入者に再配分する仕組み。

社会保険では保障されないリスクや、社会保険の保障範囲を超える補償を目的とする。加入するかどうかを自分で考えて決める保険である。

【コラム】

地震保険【任意保険】

過去 10 年間で世界で起きたマグニチュード 6 以上の地震の約 20% が日本で起きている。地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定を目的として、国と損害保険会社の共同で運営されている保険。

【資料7】 民間保険の種類

■ 「損害保険」と「生命保険」のちがい

保険には、偶然の事故によって生じた実際の損害額に対して保険金が支払われる「損害保険」と、人の生死に関してあらかじめ定めた金額が支払われる「生命保険」がある。